

亀岡市監査公表 第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年5月1日

亀岡市監査委員 関本孝一  
亀岡市監査委員 齊藤一義

令和5年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
生涯学習部 市民力推進課 （公益財団法人生涯学習かめおか財団） 生涯学習事業助成金の交付に係る実績報告書において、添付されている領収書に領収理由が記載されていないものがあった。 適正な事務処理を行うよう改善指示されたい。	今後は、適正な事務処理と確認を徹底するよう指導しました。